

議案第91号

上越市手数料条例の一部改正について

上越市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年9月1日提出

上越市長 中川幹太

上越市手数料条例の一部を改正する条例

上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第95号中「第3項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「第97号」を「次号」に改め、「を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を削り、同号の表を次のように改める。

建築物の区分	手数料の額
一戸建て（新築をしようとするものに限る。）のもの	13,100円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が5戸以内のもの	24,800円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が5戸を超え10戸以内のもの	37,500円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が10戸を超え25戸以内のもの	59,100円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が25戸を超え50戸以内のもの	91,700円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が50戸を超え100戸以内のもの	137,200円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が100戸を超え200戸以内のもの	229,500円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が200戸を超え300戸以内のもの	289,300円
共同住宅等（新築をしようとするものに限る。）で戸数が300戸を超えるもの	327,800円
一戸建て（新築をしようとするものを除き、新築時に、長期優良住宅建築等計画等の認定（以下この表及び第98号の表において「認定」という。）を受けていないものに限る。）のもの	18,400円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が5戸以内のもの	34,600円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が5戸を超え10戸以内のもの	53,700円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が10戸	86,100円

を超え25戸以内のもの	
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が25戸を超え50戸以内のもの	134,900円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が50戸を超え100戸以内のもの	203,200円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が100戸を超え200戸以内のもの	341,700円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が200戸を超え300戸以内のもの	431,300円
共同住宅等（新築をしようとするものを除き、新築時に、認定を受けていないものに限る。）で戸数が300戸を超えるもの	489,000円

第2条第96号を削り、同条第97号中「第95号又は」を削り、同号を同条第96号とし、同条第98号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「第100号」を「第99号」に、「第101号」を「第100号」に改め、「を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を削り、同号を同条第97号とし、同条第99号中「第103号」を「第102号」に改め、「を申請する戸数で除して得た額（当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を削り、同号の表を次のように改める。

建築物の区分	手数料の額
新築時に認定を受けた住宅で一戸建てのもの	6,100円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	11,900円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	18,300円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	29,100円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	45,400円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	68,200円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	114,300円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	144,200円
新築時に認定を受けた住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	163,400円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で一戸建てのもの	8,700円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸以内の共同住宅等	16,800円

増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等	26,400円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等	42,600円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等	67,000円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等	101,100円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等	170,400円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等	215,200円
増築又は改築時に認定を受けた住宅で戸数が300戸を超える共同住宅等	244,000円

第2条第99号を同条第98号とし、同条第100号中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「第98号」を「第97号」に改め、同号を同条第99号とし、同条第101号から第105号までを1号ずつ繰り上げ、同条第106号アの表中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「(平成11年法律第81号)」を加え、同号を同条第105号とし、同条第107号を同条第106号とし、同条第108号ア中「第106号ア」を「第105号ア」に改め、同号イ中「第106号イ」を「第105号イ」に改め、同号を同条第107号とし、同条第109号から第112号までを1号ずつ繰り上げ、同条第113号中「第115号」を「第114号」に改め、同号を同条第112号とし、同条中第114号を第113号とし、第115号を第114号とし、同条第116号ア中「第113号」を「第112号」に改め、同号イ中「第113号ア」を「第112号ア」に改め、同号ウ中「第113号イ」を「第112号イ」に改め、同号エ中「第113号ウ」を「第112号ウ」に改め、同号を同条第115号とし、同条第117号から第140号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第2号ア中「第110号」を「第109号」に改め、同号イ中「第111号」を「第110号」に改め、同号ウ中「第112号」を「第111号」に改め、同号エ中「第134号」を「第133号」に改め、同号オ中「第135号」を「第134号」に改め、同条第2項第1号エ中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条第2項第1号エの改正規定 公布の日
- (2) その他の改正規定 令和4年10月1日